

<p>J 1 2 0 鼻腔栄養（1日につき）</p> <p>【注の追加】</p> <p>通則</p> <p>【通則の見直し】</p>	<p>(追加)</p> <p>3 3歳未満の乳幼児に対して区分番号 J 1 2 2 から J 1 2 9-4 までに掲げるギプスの処置を行った場合には、当該各区分の所定点数の100分の50に相当する点数を所定点数に加算する。</p>	<p>注3 導入期5週間に限り、1日につき2,000点を9回を限度として加算する。</p> <p>注2 間歇的経管栄養法によって行った場合には、間歇的経管栄養法加算として、1日につき60点を所定点数に加算する。</p> <p>3 3歳未満の乳幼児に対して区分番号 J 1 2 2 から J 1 2 9-4 までに掲げるギプスの処置を行った場合には、当該各区分の所定点数の100分の55に相当する点数を所定点数に加算する。</p>
--	--	--